

令和6年 第11回 鏡野町農業委員会議事録

招集年月日	令和6年11月11日（月）												
招集場所	鏡野町役場 3階 特別会議室												
開議	午前11時00分～午前11時35分												
応招委員	<table> <tr> <td>1番 檜山 幸子</td><td>7番 田渕 智之</td></tr> <tr> <td>2番 山中 幸子</td><td>8番 北山 政士</td></tr> <tr> <td>3番 難波 基訓</td><td>9番 近藤 克己</td></tr> <tr> <td>4番 柳井 正信</td><td>10番 川口 肇司</td></tr> <tr> <td>5番 正影 博一</td><td>11番 竹下 桂輔</td></tr> <tr> <td>6番 河中 司</td><td></td></tr> </table>	1番 檜山 幸子	7番 田渕 智之	2番 山中 幸子	8番 北山 政士	3番 難波 基訓	9番 近藤 克己	4番 柳井 正信	10番 川口 肇司	5番 正影 博一	11番 竹下 桂輔	6番 河中 司	
1番 檜山 幸子	7番 田渕 智之												
2番 山中 幸子	8番 北山 政士												
3番 難波 基訓	9番 近藤 克己												
4番 柳井 正信	10番 川口 肇司												
5番 正影 博一	11番 竹下 桂輔												
6番 河中 司													
不応招委員													
出席委員数	11名												
欠席委員数	0名												
本会議に職務のため出席した者の職、氏名	事務局長 角田 貫之 （産業観光課 特命参事） 課長補佐 片田 篤志 （産業観光課 課長補佐）												

議事日程	審議事項
日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	会期の決定
日程第3	報告第15号 農地法第18条第6項の規定による解約について
日程第4	報告第16号 農地法施行規則第29条第1項該当転用届について
日程第5	議案第42号 農地法第3条買受適格者証明願について
日程第6	議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第7	議案第44号 非農地証明願について
日程第8	議題第45号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第9	議題第46号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について
日程第10	その他
委員提出議案の提出	—
会議録署名委員の指名	3番 難波 基訓 4番 柳井 正信

議事の経過

発 言 者	発 言 の 要 旨
会長 川口	ただいまの出席委員は、11名のうち11名です。 定足数に達しておりますので、これより令和6年第11回鏡野町農業委員会を開催します。 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員に、3番、難波 基訓 委員、4番、柳井 正信 委員を指名します。 日程第2 会期決定の件を議題にします。 おはかりします、本会の会期は、本日1日間にしたいと思います、これにご異議ございませんか。
委員	「はい。」
会長 川口	ご異議なしと認めます、よって会期は、本日の1日間に決定しました。 日程第3 報告第15号 農地法第18条第6項の規定による解約について、この報告の61番から73番までの案件について、事務局より提案理由の説明を求めます。事務局長。
事務局長 角田	令和6年第11回鏡野町農業委員会議案2ページをお開きください。 報告第15号 農地法18条第6項の規定による解約について。 番号61、所在、●●、田、他計4筆、3,077㎡。 貸付人、●●、借受人、●●、合意解約によるものです。 番号62、所在、●●、田、他計4筆、3,077㎡。 貸付人、●●、借受人、●●、合意解約によるものです。 番号63、所在、●●、田、682㎡。 貸付人、●●、借受人、●●、合意解約によるものです。 番号64、所在、●●、田、1,476㎡。 貸付人、●●、借受人、●●、合意解約によるものです。 番号65、所在、●●、田、他計2筆、6,015㎡。 貸付人、●●、借受人、●●、合意解約によるものです。 番号66、所在、●●、田、他計4筆、5,542㎡。 貸付人、●●、借受人、●●、合意解約によるものです。 番号67、所在、●●、田、3,194㎡。 貸付人、●●、借受人、●●、合意解約によるものです。 番号68、所在、●●、田、1,678㎡。 貸付人、●●、借受人、●●、合意解約によるものです。

	番号 69、所在、●●、田、1, 248 m²。 貸付人、●●、借受人、●●、合意解約によるものです。 番号 70、所在、●●、田、他計 5 筆、3, 095 m²。 貸付人、●●、借受人、●●、合意解約によるものです。 番号 71、所在、●●、田、他計 3 筆、3, 835 m²。 貸付人、●●、借受人、●●、合意解約によるものです。 番号 72、所在、●●、田、他計 4 筆、1, 280 m²。 貸付人、●●、借受人、●●、合意解約によるものです。 番号 73、所在、●●、田、他計 4 筆、6, 110 m²。 貸付人、●●、借受人、●●、合意解約によるものです。 以上 13 件です。
会長 川口	続きまして、日程第 4 報告第 16 号 農地法施行規則第 29 条第 1 項の規定による転用届について、この報告の 1 番について、事務局から提案理由の説明を求めます。事務局長。
事務局長 角田	議案 6 ページをお開きください。 報告第 16 号 農地法施行規則第 29 条第 1 項の規定による転用届について。 番号 1、所在、●●、畑、317 m²。 貸人、●●、借人、●●、転用用途、農機具倉庫、17.39 m²、農業用倉庫、17.39 m²、選果及び休憩所、19.87 m²、通路等、転用自由、農地法の知識が乏しく、届出を行うことなく、イチジク栽培に係る農業用施設を設置してしまったため、この度転用届を提出し、是正するもの。 以上 1 件です。
会長川口	これをもって報告を終わります。 日程第 5 議案第 42 号 農地法第 3 条買受適格者証明願について、この議案の 1 番から 3 番までの案件で 3 番を除いた件議題とします。事務局から提案理由の説明を求めます。事務局長。
事務局長 角田	議案 7 ページをお開きください。 議案第 42 号 農地法第 3 条買受適格者証明願について。 こちらは、●●、他計 2 筆、1, 254.81 m²の競売に係る競売参加者が農地法第 3 条の買受適格者であるかを証明するものです。 番号 1、譲受希望者、●●、取得後の耕作面積、23, 944.81 m²、通作距離、5.0 km、農機具、トラクター 3 台、田植機 1 台、コンバイン 1 台、作付（予定）作物、水稻。

会長 川口 委員 会長 川口 会長代理 柳井 事務局長 角田	番号２、譲受希望者、●●、取得後の耕作面積、7, 449.81㎡、通作距離、12.0km、農機具、トラクター１台、田植機１台、管理機２台、作付（予定）作物、水稻、野菜。 以上２件です。 これをもって、提案理由の説明を終わります。 本件について、追加説明を許します。 （発言なし） 追加説明なしと認めます。 これより質疑を行います、質疑はありますか。 （発言なし） 質疑なしと認めます。 おはかりします、本件を承認することにご異議ございませんか。 「はい。」 異議なしと認めます。 よって、議案第４２号 農地法第３条買受適格者証明願についての１番から３番のうち３番を除いた件は、承認することに決定しました。 続いて、３番の案件は、私に関する案件でございますので、農業委員会等に関する法律第３１条の規定に基づく、議事参与の制限により、この案件の審議開始から終了まで退席をいたしますので、議長を会長代理の柳井委員に引継ぎます。柳井委員よろしくお願いします。 （川口会長 退席） それでは、議長を会長代理の柳井が務めさせていただきます。 議案第４２号 農地法第３条買受適格者証明願についての３番の案件を議題とします。事務局から提案理由の説明を求めます。事務長。 議案７ページをお開きください。 議案第４２号 農地法第３条買受適格者証明願について。 こちらも先程と同じく、●●、他計２筆、1, 254.81㎡の競売係る競売参加者が農地法第３条の買受適格者であるかを証明するものです。 番号３、譲受希望者、●●、取得後の耕作面積、2, 730.81㎡、通作距離、0.1km、農機具、トラクター１台、田植機１台、コンバイン１台、作付（予定）作物、水稻。 以上１件です。
---	---

会長代理 柳井	これをもって、提案理由の説明を終わります。 本件について、追加説明を許します。 (発言なし) 追加説明なしと認めます。 これより質疑を行います、質疑はありませんか。 (発言なし) 質疑なしと認めます。 おはかりします、本件を承認することにご異議ございませんか。
委員	「はい。」
会長代理 柳井	ご異議なしと認めます。 よって、議案第42号 農地法第3条買受適格者証明願についての3番は、承認することに決定しました。 それでは、川口会長の議事参与の制限が解かれましたので、議長を川口会長へ引き継ぎます。川口会長、入室をお願いします。 (川口会長 入室) (柳井会長代理 自席へ)
会長 川口	それでは、議事参与の制限が説かれましたので、再び議長を引き継ぎ、私が行います。 日程第6 議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請について、この議案の49番から54番のうち53番を除いた案件を議題とします。事務局から提案理由の説明を求めます。事務局長。
事務局長 角田	議案8ページをお開きください。 議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請について。 番号49、所在、●●、畑、他計6筆、3, 472㎡。 譲渡人、●●、譲受人、●●、申請事由、農地付空家の購入による新規就農によるもの。 取得後の耕作面積、3, 472㎡、通作距離、0.1km、農機具、草刈り機、トラクター、農業機械全般、農地付空家売買契約締結済み。 番号50、所在、●●、田、他計2筆、742㎡。 譲渡人●●、譲受人、●●、申請事由、相持ち田の取得によるもの。 取得後の耕作面積、5,361㎡、通作距離、県外100km以上、農機具なし。作付作物、水稻。●●を管理人と定め、作業委託し、適正管理を行う。 番号51、所在、●●、田、1, 476㎡。

	譲渡人、●●、譲受人、●●、申請事由、増反によるもの。 取得後の耕作面積、47,317.61㎡、通作距離、0.3km、農機具、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台。 番号52、所在、●●、田、他計8筆、12,801㎡。 譲渡人●●、譲受人、●●、申請事由、増反によるもの。 取得後の耕作面積、25,099㎡、通作距離、1.5km、農機具、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台。 番号54、所在、●●、田、他計5筆、6,353㎡。 譲渡人、●●、譲受人●●、申請事由、増反によるもの。 取得後の耕作面積、42,810㎡、通作距離、0.5km、農機具、コンバイン1台、トラクター1台、田植機1台、トレーラー1台。 以上5件です。
会長 川口	これをもって、提案理由の説明を終わります。 本件について、追加説明を許します。 (発言なし) 追加説明なしと認めます。 これより質疑を行います、質疑はありませんか。 (発言なし) 質疑なしと認めます。 おはかりします、本件を承認することにご異議ございませんか。
委員	「はい。」
会長 川口	ご異議なしと認めます。 よって議案43号 農地法第3条の規定による許可申請についての49番から54番のうち53番を除いた件は、承認することに決定しました。 続いて、53番の案件は、正影委員に関する案件でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく、議事参与の制限により、この案件の審議開始から終了まで退席を求めます。 (正影委員 退席)
会長 川口	事務局から提案理由の説明を求めます。事務局長。
事務局長 角田	議案9ページをお開きください。 議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請について。 番号53、所在、●●、田、2,056㎡。 譲渡人、●●、譲受人、●●、申請自由、増反によるもの。

会長 川口	取得後の耕作面積、35,305㎡、通作距離、1.5km、農機具、トラクター2台、田植機1台、コンバイン2台以上1件です。 これをもって、提案理由の説明を終わります。 本件について、追加説明を許します。 (発言なし) 追加説明なしと認めます。 これより質疑を行います、質疑はありませんか。 (発言なし) 質疑なしと認めます。 おはかりします、本件を承認することにご異議ございませんか。
委員	「はい。」
会長 川口	ご異議なしと認めます。 よって議案43号 農地法第3条の規定による許可申請についての53番の件は、承認することに決定しました。 それでは、正影委員の議事参与の制限が解かれましたので、正影委員の入室をお願いします。 (正影委員 入室)
会長 川口	日程第7 議案第44号 非農地証明願について、この議案の25番から28番までの案件を議題とします。 事務局から提案理由の説明を求めます。事務局長。
事務局長 角田	議案10ページをお開きください。 議案第44号 非農地証明願について。 番号25、所在、●●、田、他計2筆、57㎡。 判定地目、山林原野、利用状況、30年以上前から耕作しておらず、農地として使用できないため。 申請人、●●。 番号26、所在、●●、畑、他計2筆、550㎡。 判定地目、宅地、利用状況、30年前に倉庫をたて、宅地として使用しており、耕作しておらず、農地として使用できないため。 申請人、●●。 番号27、所在、●●、田、他計4筆、2,089㎡。 判定地目、山林原野、利用状況、40年前に植林をして、耕作してらず、

	農地として使用できないため。 申請人、●●●。 番号２８、所在、●●●、田、５２５㎡。 判定地目、宅地、利用状況、５０年以上前に住宅を建て、宅地として利用しており、耕作しておらず農地として使用できないため。 申請人、●●●。 以上４件です。 去る１０月３１日、非農地証明事務要領による地元確認及び航空写真と現地確認による確認を役員にて実施しました。 その結果、いずれの議案も要領の対象要件を満たすもの、非農地として報告させていただきます。
会長 川口	これをもって、提案理由の説明を終わります。 本件について、追加説明を許します。 （発言なし） 追加説明なしと認めます。 おはかりします、本件は承認することにご異議ございませんか。
委員	「はい。」
会長 川口	ご異議なしと認めます。 よって議案第４４号 非農地証明願については承認することに決定しました。 日程第８ 議案第４５号 農地法第５条の規定による許可申請について、この議案の２７番、２８番の案件を議題とします。 事務局から提案理由の説明を求めます。事務局長。
事務局長 角田	議１１ページをお開きください。 議案第４５号 農地法第５条の規定による許可申請について。 番号２７、所在、●●●、田、３４０㎡。 譲渡人、●●●、譲受人●●●。 転用用途、住宅１棟、９４．４０㎡、転用事由、現在アパートで生活しているが、子どもの成長に伴い手狭となったため、実家に隣接する申請地を譲り受け住宅を建築するもの、資金計画、借入金、３，２００万円、●●●承諾。 番号２８、所在、●●●、畑、４７８㎡。 譲渡人、●●●、譲受人、●●●。 転用用途、住宅１棟、１１９．２４㎡、転用事由、現在実家で家族と同

会長 川口	居しているが、家族が増え手狭となったため、隣接する申請地を譲り受け住宅を建設するもの、資金計画、借入金、4,000万円、●●承諾。 以上2件です。
近藤委員	これをもって提案理由の説明を終わります。 本件は農地部会委員より現地確認をお願いしておりますので、ご報告をお願いします。 農地部会長 9番 近藤委員。
会長 川口	農地部会の方から報告させていただきます。 現地を確認いたしまして、問題なしということで報告をさせていただきます。
会長 川口	本件について、追加説明を許します。 (発言なし) 追加説明なしと認めます。 これより質疑を行います、質疑はありますか。 (発言なし) 質疑なしと認めます。 おはかりします、本件は承認することにご異議ございませんか。
委員	「はい。」
会長 川口	ご異議なしと認めます。 よって議案第45号 農地法第5条の規定による許可申請についての件は、承認することに決定しました。 日程第9 議案第46号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定についての66番を除いた案件を議題とします。事務局から提案理由の説明を求めます。事務局長。
事務局長 角田	議案12ページをお開きください。 議案第46号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について。 権利種別、貸借権設定、64から65, 67から72の案件について、新規設定、10筆、21, 675㎡、再設定2筆、364㎡、計12筆、22, 039㎡。 以上です。

会長 川口	これをもって提案理由の説明を終わります。 これより質疑を行います、質疑はありませんか。 (発言なし) 質疑なしと認めます。 おはかりします、本件は承認することにご異議ございませんか。
委員	「はい。」
会長 川口	ご異議なしと認めます。 よって議案第４６号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定についての６６番を除いた案件は、承認することに決定しました。 続きまして、６６番の案件は、正影委員に関する案件でございますので、農業委員会等に関する法律第３１条の規定に基づく、議事参与の制限により、この案件の審議開始から終了まで退席を求めます。 (正影委員 退席)
会長 川口	事務局から提案理由の説明を求めます。事務局長。
事務局長 角田	議案１２ページをお開きください。 議案第４６号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について。 権利種別、貸借権設定、６６番の案件について、新規設定、１筆、１，９３２㎡。 以上です。
会長 川口	これをもって提案理由の説明を終わります。 これより質疑を行います、質疑はありませんか。 (発言なし) 質疑なしと認めます。 おはかりします、本件は承認することにご異議ございませんか。
委員	「はい。」
会長 川口	ご異議なしと認めます。 よって、議案第４６号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定についての６６番の案件は、承認することに決定しました。

	それでは、正影委員の議事参与の制限が解かれましたので、正影委員入室をお願いします。 (正影委員 入室)
会長 川口	日程第10 その他について、事前に役員会で話があった委員担当地区に関する案件について事務局より説明をお願いします。
事務局長 角田	お手元に農地転用に係る地区担当委員についてという資料をお配りしております。こちらが農地転用の際に農地部会の方で当日、現地を確認させてもらっておりますが、以前の様にとすることで担当委員を決めまして事前にその地区の委員の方が確認をしていただいた後に、農地部会の方でも確認するやり方の方が良いのではないかとということで、資料の方に担当役員を地区単位で入れさせてもらっております。 担当役員の方は事前に現地で事務局と一緒に確認してもらって、必要に応じてわからないこと等があった場合には申請者に問い合わせたりすることになると思います。実際の総会の時に今は事務局から転用の申請内容の説明をしておりますがその後に、追加説明を聞いていると思いますが、追加説明の時に地区担当としてこういったものだったかを言っていたらその後、農地部会が報告するという流れを考えております。 12月からそのようにさせていただこうと思いますので、11月20日締切分からさせていただこうと思っています。より厳密に見ていく制度を整えていきたいということです。 以上です。
会長 川口	20日に締切りなので、20日以降事務局が行くのでその時に同じ話を1人で聞くより2人、3人で話を聞いた方が説明もわかるので、事務局と日にちを合わせて行ってもらったらいと思いますけどよろしいですか。
委員	「はい。」
会長 川口	その他協議事項はありませんか。 (発言なし) 以上をもちまして、本会に付議された提案はすべて終了しました。 会議を閉会します、これに、ご異議ございませんか。
委員	「はい。」
会長 川口	ご異議なしと認めます。

	よって本会は本日をもって閉会することに決定しました。 これにて、令和6年第11回鏡野町農業委員会を閉会します。 ありがとうございました。（散会）
--	---